

平成21年6月26日
河川局海岸室
港湾局海岸・防災課

海岸愛護月間の実施について

～美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して～

— 7月1日～7月31日 —

海岸は、人と海とのふれあいの場として、生活にうるおいをもたらす貴重な空間となっています。近年、様々な用途に利用される一方で、それが海岸空間の環境を悪化させる原因ともなっており、良好な海岸環境を保全することへの期待がますます高まっています。

このため、国土交通省では、国民の共有財産である海岸を貴重な生活空間として、いつまでも良好な状態に保つとともに、安全かつ適正な利用のため、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とし、昭和47年から毎年7月を『海岸愛護月間』としています。

月間の推進標語は「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」です。

なお、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」が祝日とされています。「海の月間」(7月1日～7月31日)は、海事思想の普及を図るため、海事関係団体・地方公共団体等の協力を得て実施しており、この『海岸愛護月間』においてもその趣旨を踏まえて「海の日」の意義を広めることとなります。

問い合わせ先 国土交通省河川局海岸室 課長補佐 池田明人
代表 03-5253-8111 内線 36312
直通 03-5253-8471
国土交通省港湾局海岸・防災課 課長補佐 富田準一
代表 03-5253-8111 内線 46713
直通 03-5253-8687